



記者発表資料

令和3年3月8日  
中央区選挙管理委員会事務局  
電話 221-2166  
内線 93-210

## 千葉市長選挙における投票用紙の交付誤りについて

令和3年3月21日執行の千葉市長選挙にかかる期日前投票所において、市外へ転出した者へ投票用紙を誤って交付し、千葉市長選挙の投票が行われたことが判明したため、お知らせします。

### 1 誤りのあった期日前投票所

蘇我コミュニティセンター期日前投票所

### 2 経過

本日12時50分頃、千葉市内から県内他市町村へ転出した選挙人が転出者用入場整理券を持って上記期日前投票所へ来場した。入場整理券のバーコードを読み取った受付のパソコン画面には、市外転出者である旨の警告メッセージが出たが、事務従事者がこの警告メッセージを無視し、通常の入場整理券と千葉県知事選挙の用紙交付を行い、当該選挙人は千葉県知事選挙の投票を行った。その後、当該選挙人は千葉市長選挙の用紙交付係に転出者用入場整理券を提示したが、一般の入場整理券と違い、用紙交付チェック欄が1つしか無いにもかかわらず、事務従事者は当該選挙人に千葉市長選挙の投票用紙を交付してしまい、当該選挙人は本来投票できない千葉市長選挙の投票も行った。

13時時点での受付者数と用紙交付数を確認したところ、数が合わなかったため、交付誤りが発覚した。

### 3 誤って投票された票数

千葉市長選挙 1票

### 4 当該投票の取り扱い

当該選挙人は、市外転出者であるため、その投票は無効票となることから、すでに投函され特定できないことから、正しく候補者名が書かれていた場合、有効票として扱われる。

### 5 対応策

各期日前投票所に本事例の周知を行い、受付時の画面表示を確認してから処理を行うことと、決められた手順に従って事務処理することを周知した。

また、千葉市選挙管理委員会からは各区選挙管理委員会に対し、本事例の周知と注意喚起を行い、再発防止に努めることとした。